

歯科医師の警察協力医制度に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十四年十一月十二日

小川敏夫

参議院議長 倉田寛之殿

歯科医師の警察協力医制度に関する質問主意書

身元不明遺体の身元判定に当たり、歯科医師の協力による歯型の鑑定がこれに有効な結果を得ている。

この歯型鑑定に当たっては、歯科医師の通常業務には使用しない、開口器、携帯用レントゲン撮影機などの機材が使用されている。

これに関し、以下質問する。

一、大規模災害等による大量の鑑定の必要が生じた場合に備えた鑑定用機材の配備は十分であるのか。政府が保有する機材の配備の現状について説明されたい。

また、今後の対応についても明らかにされたい。

二、現状では、協力歯科医師側に鑑定用機材の用意をさせていると聞いているが、本来歯科医師側に機材の負担をさせるべきではないと考える。この点についての対応方針について明らかにされたい。

右質問する。